

# 資料編

# 1 策定委員名簿

区分	所属	役職	氏名	備考
学識経験者	福井県立大学 看護福祉学部	教授	佐野 治 ◎	
	愛知県立大学 教育福祉学部	教授	松宮 朝	
保健医療 関係者	瀬戸保健所	健康支援課長	古橋 完美	
	東名古屋東郷町医師会	代表	神谷 悦功	
社会福祉 関係者	愛知県尾張福祉相談 センター	次長兼 地域福祉課長	宮川 隆史	～令和7(2025)年3月31日
			石木 淳	令和7(2025)年4月1日～
	東郷町社会福祉協議会	会長	近藤 秀己	
	東郷町民生委員児童委員 協議会	会長	半田 清春 ○	
	東郷町障がい者団体 連絡会	代表	近藤 正弘	
	尾張東部権利擁護支援 センター	センター長	住田 敦子	
	社会福祉法人東郷ひなた	理事長	笹野 眞智子	
	NPO法人地域の応援団 えがお	代表	山下 律子	
	東郷町駐在員会	会長	加藤 達雄	～令和7(2025)年3月31日
			寺澤 秀治	令和7(2025)年4月1日～
	東郷町老人クラブ連合会	会長	柘植 秀樹	～令和7(2025)年3月31日
			野々山 泰昭	令和7(2025)年4月1日～
	東郷町子ども会育成会 連絡協議会	会長	井口 真治	～令和7(2025)年3月31日
			梅木 千鶴 (こども保健推進室長)	令和7(2025)年4月1日～
	愛知保護区保護司会 東郷部会	部会長	半田 丈直	～令和7(2025)年3月31日
近藤 信之			令和7(2025)年4月1日～	
公募により 選出された者	公募委員		梶 景子	

◎ 委員長 ○ 副委員長

(敬称略)

## 2 策定の経緯

年月日	内容
令和6（2024）年 10月29日	令和6年度 第1回東郷町地域福祉ランドデザイン推進委員会 ・地域福祉の推進について ・計画策定方針（案）について ・アンケート調査について ・団体・支援者ヒアリング調査について
令和6（2024）年 11月11日～11月24日	団体・支援者ヒアリングシート調査の実施
令和6（2024）年 12月2日～12月15日	アンケート調査の実施
令和7（2025）年 2月22日	ワークショップの実施
令和7（2025）年 3月27日	令和6年度 第2回東郷町地域福祉ランドデザイン推進委員会 ・アンケート調査及び団体ヒアリング調査の結果について ・ワークショップの実施結果について ・今後のスケジュールについて ・第2次東郷町地域福祉ランドデザイン策定について
令和7（2025）年 6月23日	令和7年度 第1回東郷町地域福祉ランドデザイン推進委員会 ・骨子案について ・基本目標・施策体系について ・策定スケジュールについて
令和7（2025）年 9月10日	令和7年度 第1回東郷町地域福祉推進プロジェクトチーム会議 ・会議目的について ・ヒアリングシートの結果と横断的連携事業について
令和7（2025）年 9月26日	令和7年度 第2回東郷町地域福祉ランドデザイン推進委員会 ・計画素案について ・事業一覧について
令和7（2025）年 10月10日	令和7年度 第2回東郷町地域福祉推進プロジェクトチーム会議 ・計画の校正及び事業シートについて
令和7（2025）年 11月14日	令和7年度 第3回東郷町地域福祉ランドデザイン推進委員会 ・計画案及び事業一覧について ・目標値の設定について ・重点プロジェクトについて
令和8（2026）年 1月9日～1月29日	パブリックコメントの実施
令和8（2026）年 2月16日	令和7年度 第4回東郷町地域福祉ランドデザイン推進委員会

## 3 用語集

### 【あ行】

#### アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスできない個人や家族に対し、訪問を中心とした働きかけにより支援につなげていく取り組みのこと。家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりを行う。

#### 意思決定支援

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人について、本人らしい生活を実現するため、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が自らの意思決定をするために必要な支援をすること。

#### SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

#### NPO

Nonprofit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO法人」は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称として用いられている。

### 【か行】

#### 介護サービス

介護が必要な人に対して行う身体的な介護（入浴、排せつ、食事の介助等）や生活面の援助（掃除、洗濯、調理等）の総称で、自宅で行われるものと施設で行われるものがある。

#### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人等に関わる相談支援を総合的に行う。

#### 共生型サービス

高齢者と障がいのある人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に位置付けられたサービス。訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護において、障害福祉制度の指定を受けた事業所であれば、基本的に指定を受けられるものとして、基準が設定されている。

#### 居宅介護支援・居宅介護支援事業所

要介護認定を受けた人が自宅で生活するときに、その人が望む日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が支援を行うことを「居宅介護支援」という。具体的には、居宅サービス計画の作成や、サービス事業所との連絡調整等を行います。このような居宅介護支援を行う事業所を「居宅介護支援事業所」という。

#### 更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるよう適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

#### 合理的配慮

障がいのある人が他の者と同じように人権と基本的自由及び実質的な機会の平等を確保するための必要かつ適当な変更及び調整をすること。例えば、障がいのある子どもに小・中学校等で教育を行う場合に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から踏まえ障がいの状態に応じて施設を整備することなど。

#### こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村における設置が努力義務となっている。

## 子ども食堂

地域のボランティア等が困難を抱える子どもを含めた様々な子どもに対し、無料または安価で食事や団らん、地域における居場所確保の機会を提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とするものも多く、地域交流拠点としての役割も期待されている。

## 個別避難計画

避難行動要支援者名簿に登録されている人について、誰が支援するか、どのように避難するかなどを、あらかじめ記載したもの。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする住民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を大切に支援を行うふくしのなんでも相談員。

## ゲートキーパー

家族や友人、同僚など周りの人が、身近な人の悩みのサインに気づき、声を掛け、悩みに耳を傾け必要な支援につなげ、見守る役割を担う人材。

## 権利擁護

判断能力が不十分な人や自己防衛が困難な人が不利益を被らないよう支援を行うことをいう。

## 高齢者ボランティアポイント制度

高齢者のボランティア活動に「ポイント」を付与し、介護予防を促進し、元気な高齢者が地域に貢献できるような取組を進めることを目的とした制度。

## 【さ行】

### 再犯防止推進法

平成28（2016）年12月に公布・施行された国として初めての再犯防止に係る法律。国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにしている。また、再犯の防止等に関する施策の基本事項を定め、関係施策を総合的・計画的に推進することで、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安全・安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

## 支援会議

社会福祉法第106条の6に規定されている会議であり、会議の構成員に対する守秘義務を設け、関係機関等がそれぞれ把握できていても支援が届いていない個々の事案の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするもの。

## 児童館

児童福祉法に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

## 市民後見人

行政や成年後見制度の関係機関等が実施する養成研修を受講するなどして、成年後見制度に関する必要な知識や技術を身に付けた一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任する人。

## 社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

## 重層的支援会議

重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するもの。具体的には、プランの適切性の協議、支援提供者によるプランの共有、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発におけた検討の主に4つの役割を果たすものである。

## 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整えるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

## 生活支援サポーター

高齢者の心身機能や関わり方、支援の方法等を学んだ、高齢者の生活支援の担い手のこと。

## 制度の狭間

ごみ屋敷やひきこもり、不登校など個人や世帯に課題があっても、利用できる福祉制度がないこと。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議や、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度。

## 【た行】

### ダブルケア

育児期にある人（世帯）が親族の介護も同時に引き受ける状況のこと。

### 地域会議

地域の中で活動する区・自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会をはじめとする各種団体等が主体となり、地域が抱える様々な課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもの。

### 地域支え合い協議体

住民が集まり、地域の社会資源の発掘や助け合い活動の推進、地域課題の解決に向けて定期的に情報共有や協議をする場のこと。

### 地域支え合いコーディネーター

地域の特性や地域に不足している高齢者サービスを把握し、そのサービスを担う地域のボランティア等と結びつけることで生活支援を充実させるほか、住民が担い手として参加する活動の創出やネットワークを通じて、生活支援・介護予防の体制づくりを進める人のこと。

### 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される必要があり、こうした高齢者の生活を支える中核機関の役割を持っている。本町では北部地域と南部地域の2か所に設置している。

## 地区社会福祉協議会（地区社協）

身近な地域の中で、困りごとの相談や、その解決に向け話し合いを行う場として、校区等の単位に設置する組織。

社会福祉協議会は町全体の福祉ニーズや課題の解決に向けて取り組む民間団体であるのに対し、地区社協は、地域住民や民生委員、区・自治会、社会福祉協議会の職員等が構成員となり、地域の課題解決に向けて取り組む。

## 中核機関（成年後見人制度）

成年後見制度において、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

## 町長申立て（成年後見人制度）

判断能力が不十分なため成年後見制度の利用が必要であり、かつ、2親等内の親族がいない方や2親等内の親族の方がいても音信不通であること若しくは虐待等があることにより2親等内の申立てが期待できない場合に、町長が行うことができる申立てのこと。

## 【な行】

### 日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。本町では北部と南部の2圏域としている。

### 日常生活自立支援事業

契約をする能力はあっても、判断能力が不十分なため、生活費が十分に管理できない、各種サービスの利用が難しいといった課題を持つ人に対し、日常的な金銭管理を中心に支援する事業。

### 認知症

脳の障害が引き起こす病気のこと。記憶機能や認知機能が低下し、日常生活に支障が出るような状態をいう。忘れっぽくなったり物覚えが悪くなったりする単なる老化現象とは異なる。

## 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく地域で見守る応援者となった人（認知症サポーター養成講座を受講した人）のこと。認知症サポーター養成講座を受講した人には、オレンジリングを配布している。

## 【は行】

### 8050問題

80代の高齢の親が、同居する50代の無職独身や障がいのある人の生活を支えることで発生する問題。

### ひきこもり

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）であり、支援を必要とする状態にある人。

### 避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。

### フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

### 福祉避難所

災害時に、高齢者や障がいのある人など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

### 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもが元気に安心して暮らせるよう、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援などを行う。

## 【や行】

### ヤングケアラー

家族の介護やその他の日常生活の世話を過度に行っていると認められる子どものこと。

### ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

## 第2次東郷町地域福祉グランドデザイン

発行年月／令和8（2026）年3月

発行／東郷町 福祉こども部 福祉課

〒470-0198

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話：0561-56-0732（直通）

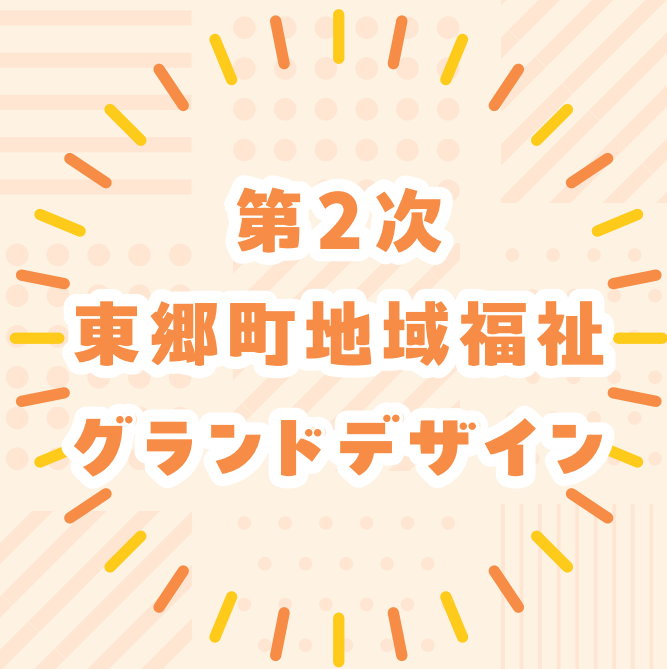
社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山 158-90

電話：0561-37-5411





**第2次**  
**東郷町地域福祉**  
**グラウンドデザイン**